

科研費の繰越に係る様式作成のポイント等について

- 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）及び「事業計画行程表」（様式C－3）作成のポイント

別添1 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）
の記入に際し必要な事項

別添2 「事業計画行程表」（様式C－3）の主な修正事例

別添3 「科学研究費補助金繰越事例集」

平成20年12月
文部科学省研究振興局
学 術 研 究 助 成 課

「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式Ｃ－２）及び 「事業計画行程表」（様式Ｃ－３）作成のポイント

１．「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式Ｃ－２）について

（１）繰越の対象として認められるための要件

次の①～④の全ての要件に合致することが明確に記述されていること。

- ① 交付申請書における研究計画の範囲内のものであること
- ② 交付決定時には予想し得ない要因（自然的、社会的諸条件等）によるものであること
- ③ 当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じていること
- ④ 翌年度に完了する見込みがあること

〔類型〕

- １．計画に関する諸条件
 - ・ 装置の開発遅延
 - ・ 機器の故障
 - ・ 研究協力者の確保難
 - ・ 新たな知見の発見
 - ・ 研究方法等の内容方法の変更 等

２．気象の関係

- ３．資材の入手難
 - ・ マウス等実験動物の確保難
 - ・ 資材及び試料の入手難
 - ・ 機器の販売中止又は延期 等

４．研究に際しての事前の調査

５．研究方式の決定の困難

※ 事由の具体的な内容が不明な場合には、理由書の提出後であっても、内容の確認・記述の補足修正が必要となることがあります。

（例）

- ・ 繰越事由と変更後の計画の因果関係が明らかでない場合
- ・ 説明の内容が専門的すぎて分かりにくい場合
- ・ 記述内容が抽象的で、具体的に説明されていない場合 等

(2) 各要件に関する記入上の留意点

① 交付申請書における研究計画の範囲内であること

〔ポイント〕

- ・当初計画との関連性
- ・所期の目的を達成するためものであること
- ・研究計画の変更部分が明確であること

(例)

- ・参加を要するシンポジウムが翌年度に海外で開催されることとなったため、当該シンポジウムに参加するための旅費を繰り越したい場合には、シンポジウムへの参加が研究の遂行や成果のとりまとめに不可欠であることなどについて記述する必要がある。

② 交付決定時には予想し得ない要因（自然的、社会的諸条件等）によるものであること

〔ポイント〕

- ・繰越事由の発生時期が交付決定後であること
- ・事前調査や準備の不足、不備等によるものでないこと
- ・研究者自らでは回避（対処）できない、止むを得ない要因や状況によるものであること
- ・研究者の自己都合によるものではないこと

(例)

- ・安全性が確保できないことを理由に外国での調査を延期しようとする場合には、交付申請時には予測し得なかった政情の変化等によるものであるとともに、翌年度中には社会情勢・治安の回復が見込めることについて記述する必要がある。
- ・ヒアリングの実施を翌年度に延期しようとする場合には、交付申請前には、対象者又は対象機関からの了解を得ていたが、対象者又は対象機関の都合により調査実施を延期せざるを得ず、他に適切な代替候補がないこと、また、翌年度にヒアリングを実施することについて対象者又は対象機関からの内諾が得られていることなどについて記述する必要がある。
- ・分析機器の購入に際し入札を行ったが、入札の参加条件を満たす業者が現れないために、入札が不成立となったことを理由とする場合には、入札の不成立の結果を踏まえて、仕様又は設計に変更を加えるため相当の日数を要することなどについて記述する必要がある。

③当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じていること

〔ポイント〕

- ・年度内に執行するための対処方策を講じたこと
- ・繰越を避けるための最大限の努力を行ったこと

（例）

- ・実験機器の盗難、故障や実験動物の死滅などにより、機器の購入や動物の繁殖が必要となったことなどを理由とする場合には、十分な管理（盗難防止の施錠や適切な飼育）の下にあったにもかかわらず発生した、盗難、故障又は原因不明の病気による死滅であることなどについて記述する必要がある。

④翌年度に完了する見込みであること

〔ポイント〕

- ・繰り越すことになった原因が解決可能なものであること
- ・翌年度中に完了する見込みがあること

（例）

- ・緊急手術を受け、当面は入院して治療に専念する必要があることを理由とする場合には、研究活動を翌年度に再開できるとの目途が医師から提示されていることなどについて記述する必要がある。

※ 別添 1 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式 C-2）の記入に際し必要な事項」を参照。

2. 事業計画行程表（様式 C－3）について

- ① 「当初」欄には、当初計画の行程の内容を端的に記述すること。
- ② 「変更後」欄には、当初欄の計画内容がどのように変更されるのかを分かりやすく記述するとともに、繰越の要因となった事象・時期・遅延期間等を記述すること。遅延期間がある場合は、当該期間を点線で表すこと。
- ③ 様式 C－2 の「変更後の計画」欄に記載された「内容」と様式 C－3 の記載内容(線表)を一致させること。

※ 別添 2 「「事業計画行程表」(様式 C－3)の主な修正事例」を参照。